

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定について

令和元年 12 月
国土交通省航空局安全部
運航安全課乗員政策室

1. 背景

○航空法第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づき設定された限定の範囲内の航空機であっても、当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があることから、操縦士が操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に必要な教育訓練のガイドラインを以下のとおり定めることとします。

2. 概要

- 操縦経験のない型式の多発ピストン飛行機、単発及び多発タービン飛行機を操縦する場合、与圧装置を装備したもの等、定められた態様の飛行機を初めて操縦する場合、操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦する場合、経験のない発航方法による滑空機の操縦を行う場合に必要な教育訓練の内容及び実施者の要件を設定。
- 教育訓練の実施記録は航空機乗組員飛行日誌に記載することとする。
- 教育訓練を行う条件に該当しない場合であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦する場合は、当該航空機の操縦に必要な知識を習得した上で操縦を行うことを求める。
- 「同一等級限定内の回転翼航空機であって飛行経験の無い型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（空乗第 2090 号 平成 7 年 9 月 29 日）及び「同一等級内の滑空機であって飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（国空乗第 86 号 平成 18 年 6 月 23 日）の内容を本通達に統合して廃止。

3. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 1 月

適用：令和 2 年 1 月